

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【公開番号】特開2010-174388(P2010-174388A)

【公開日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【年通号数】公開・登録公報2010-032

【出願番号】特願2009-15841(P2009-15841)

【国際特許分類】

D 21H 27/18 (2006.01)

D 21H 25/04 (2006.01)

D 21H 17/67 (2006.01)

【F I】

D 21H 27/18

D 21H 25/04

D 21H 17/67

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月2日(2011.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

請求項1の化粧板原紙を用いて作製する化粧板の製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

木材パルプのろ水度が450m¹C S F未満だと、樹脂の浸透性が悪くなり、550m¹C S Fを超えると樹脂セーピング性が悪くなる可能性がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

ウェットプレス後、乾燥後の紙の密度を0.63~0.73g/cm³に調整する。ウェットプレス後の乾燥後の紙の密度が0.63g/cm³未満だと樹脂セーピング性が悪くなり、0.73g/cm³を超えると樹脂の浸透性が悪くなる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

キャレンダー処理後の密度を0.74～0.96g/cm³に調整する。キャレンダー処理後の紙の密度を0.74g/cm³未満だと樹脂セービング性が悪くなる。0.96g/cm³を超えると樹脂浸透性と樹脂セービング性のバランスが取りにくくなる場合がある。